

NPO法人りじょぶ大阪 サポーター会員規約

第1条(目的)

本規約は、NPO法人りじょぶ大阪のサポーター会員について必要な事項を定めることを目的とします。

第2条(サポーター会員)

1. サポーター会員とは、当法人の目的に賛同し、その活動を支援するために入会した個人または団体をいいます。
2. サポーター会員は、本規約に同意の上、所定の手続きにより申し込むものとします。

第3条(入会)

1. サポーター会員になろうとする者は、当法人所定の入会フォームに必要な事項を記入し、提出するものとします。
2. 当法人は、前項の入会申込書を受領した後、理事会においてその諾否を決定し、申込者に通知するものとします。

第4条(会費)

1. サポーター会員は、以下のいずれかの会費を納入するものとします。
 - 月会費: 500円
 - 年会費: 6,000円
2. 納入された会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第5条(会員特典)

サポーター会員は、以下の特典を受けることができます。

1. 当法人が発行する定期刊行物(電子版PDF)の提供。メールで送信します。
2. 当法人が主催するイベントやセミナーへの優待参加。無料または割引となります。
3. 無料のオンライン相談が年3回受けられます。別途申し込みが必要です。

第6条(退会)

1. サポーター会員は、退会届を提出することにより、任意に退会することができます。
2. サポーター会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当法人は当該会員を退会させることができます。
 - 会費を6ヶ月以上滞納したとき
 - 本規約に違反したとき
 - 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - その他、当法人が会員としてふさわしくないと認めたとき

第7条(規約の変更)

1. 当法人は、必要に応じて本規約を変更することができます。
2. 規約を変更する場合、当法人は事前に会員に通知するものとします。

第8条(個人情報の取扱い)

当法人は、サポーター会員の個人情報を適切に管理し、法令に基づく場合を除き、会員の同意なく第三者に提供しないものとします。

第9条(施行)

本規約は、2018年5月10日から施行します。

改訂 2024年9月1日